

令和7年11月18日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課
海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 池上
(3) 処分等の種類	事業の停止命令 輸送の安全の確保に関する命令
(4) 事故等の概要	令和7年7月17日、当局が上記事業者に対する海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、旅客不定期航路事業の許可を受けないで事業を営んでいたこと、同社の安全管理規程に基づく運航基準図に定められている基準経路を順守していない等の事実を確認した。
(5) 処分等の内容	【事業停止命令について】 海上運送法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和7年11月19日から令和8年1月2日までの45日間、内航一般不定期航路事業の事業を停止すること。 【輸送の安全確保命令について】 ① 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ② 経営トップは、安全管理規程第6条に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内へ周知すること。 ③ 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し、実施すること。

	④ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑥ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、船舶及び事業所において自社で定める運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録し、最後に記録された日から1年間保存すること。 ⑦ 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船舶の点検整備を確実に行うこと。また、点検を実施した際は点検簿に記録し、その記録を1年間保存すること。 ⑧ 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設の点検を確実に行うこと。また、点検を実施した際は点検簿に記録し、その記録を1年間保存すること。 ⑨ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条及び第54条に基づき、運航管理補助者、乗組員等の輸送の安全を確保するための要員に対して、安全管理規程、関係法令の内容について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施するとともに、周知徹底を図ること。また、実施後はその概要を記録し、3年間保存すること。 ⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条及び第54条に基づき、年1回以上、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。実施後はその概要を記録し、3年間保存すること。 ⑪ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第56条に基づき、届出航路に係る運航基準図を船舶に備え付けること。 ⑫ 船長は、運航基準第6条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。
--	---

(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数	58点
	(うち輸送の安全に関する違反点数	21点)
	当該事業者の累計点数	58点